

2026年1月19日

株式会社エナジー宇宙の託送供給約款変更認可申請を認可しました

令和7年9月3日付けをもって株式会社エナジー宇宙（法人番号8030001051263）

代表取締役社長執行役員 吉田 恵一から提出のあった、ガス事業法第48条第2項の規定に基づく託送供給約款変更認可申請について、当局は同法第48条第4項に適合していると認められるので、同法第2項の規定に基づき、令和8年1月19日付けで認可しました。

1. 申請書の概要

- 申請者

株式会社エナジー宇宙 代表取締役社長執行役員 吉田 恵一

- 申請理由

導管事業を効率的に運営し、エリア確認等の負担を軽減するために、近接の新木野・布佐エリアと取手・我孫子エリアを併合したいため、申請があった。

- 新旧の託送供給約款料金の平均単価及び改定率

	旧平均単価	新平均単価	改定率
託送供給約款料金	33.22円/m ³	62.25円/m ³	87.39%

- その他

補償料、過不足ガス生産量及び工事負担金の設定等

- 実施期日

令和8年4月1日

2. 申請書詳細について

変更の詳細については、当該託送供給約款変更認可申請書をご覧ください。

(お問合せ先)

関東経済産業局資源エネルギー環境部

ガス事業課長 堀江

担当者：舟崎、佐藤

電話：048-600-0411

メール：bz1-kanto-gasdoukan@meti.go.jp